令和４年度

第３回阿波市地域公共交通活性化協議会

資　　料

協議事項
１．「あわめぐり」インターネット予約利用規約の制定について
２．「あわめぐり」のインターネット予約導入に係る取決めについて
３．阿波市地域公共交通計画（素案）について
４．その他

阿波市地域公共交通活性化協議会委員名簿

番号	団　体　名	役　職	氏　　名	備　考
1	徳島大学大学院	教授	奥嶋　政嗣	会長
2	徳島バス(株)　企画管理部	副部長	東　　孝行	
3	(有)土柱タクシー	代表取締役	米倉　範行	
4	八幡交通(有)	代表取締役	松村　利明	
5	徳島バス労働組合	執行委員長	松本　忠宏	
6	四国運輸局徳島運輸支局 総務・企画観光担当	首席運輸企画専門官	賀出　晴美	
7	四国運輸局徳島運輸支局 輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本　美恵子	
8	徳島県 県土整備部 次世代交通課	課長補佐	宮島　　崇	
9	徳島県東部県土整備局（吉野川） 施設管理担当	課長	浅野　雅之	
10	阿波吉野川警察署	交通課長	齋藤　香郎	
11	阿波市社会福祉協議会	事務局長	大村　久美子	
12	阿波市老人クラブ連合会	会長	田村　二男	
13	阿波市婦人団体連合会	会長	原田　道代	
14	阿波市商工会	会長	児玉　敬二	監事
15	阿波市交通安全協会	会長	岡村　清	監事
16	阿波市議会	議長	笠井　一司	
17	阿波市議会 総務常任委員会	委員長	武澤　豪	
18	阿波市	副市長	町田　寿人	副会長
19	阿波市	教育長	髙田　稔	

協議事項1

利用規約(案)

（はじめに）

本規約は、阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「本協議会」という。）が提供する阿波市デマンド型乗合交通「あわめぐり」（以下「あわめぐり」という。）の全ての利用者と本協議会との関係を定めるものです。利用者は、本規約の全条項をお読みいただき、ご同意いただいた場合にのみ、「外部予約サイト」（以下「本ウェブサイト」という）をご利用いただくことができます。なお、利用規約に同意するボタンを押下し本サービスを利用する方は、利用規約に同意したものとみなされます。なお、閲覧のみについても、本規約に同意されたものとみなします。

（適用範囲）

本規約は、本協議会が提供する本ウェブサイト及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

（個人情報の利用目的）

ご登録いただく個人情報は、「あわめぐり」の運行に関すること（乗車予約、運行時の本人確認、問合わせ対応、利用状況の集計、分析等）以外には一切使用いたしません。

（個人情報の第三者提供）

次に定める場合において、利用者の個人情報を第三者に提供することができるものとします。

・裁判所、検察庁、警察、税務署又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
・本協議会が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
・本協議会の権利行使に必要な場合
・法令により認められた場合

（問い合わせ先）

個人情報に関する問い合わせは下記にご連絡ください。

問合せ先　　阿波市役所　企画総務課
電話　　0883－36－8707
受付時間　　午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日、年末年始除く）

（利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除）

本ウェブサイトをご利用いただくためには、本協議会事務局（阿波市企画総務課内）へ予め利用登録申請書の提出が必要です。利用者ID・パスワード等の取扱いは次のとおりとします。

・利用者ID・パスワードの発行は、登録時に本協議会が行います。
・利用者IDは運行管理に必要なため、変更を不可とします。
・パスワードは、初回ログイン後に任意のものに変更できることとします。
・登録情報に変更が生じた際は、本協議会事務局へ利用登録変更届の提出が必要です。

（利用者の責任）

利用者は、自己の責任において本ウェブサイトを利用するものとします。本協議会は、利用者が本ウェブサイトの利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、当該損害の原因が本協議会にある場合を除き一切の責任を負わないものとします。

（利用時間）

利用者は原則としてシステムメンテナンス時間を除く時間で任意に時間に本ウェブサイトをご利用いただけます。

（運行予約の受付）
運行予約の受付は、5営業日前から受付を行います。ただし、午前7時台及び午前8時の運行予約については、本ウェブサイトからの予約受付はしておりません。当該時間帯を利用希望される方は、予約センターに電話予約をしていただきます。

（運行予約の受付締切）
運行予約は、利用者が乗ろうとする1時間前までの受付とします。

（運行予約のキャンセル）
運行予約のキャンセルをしようとする場合、乗ろうとする1時間前までにキャンセルの手続きを完了させてください。それ以降のキャンセルの受付はできません。また、午前7時台及び午前8時台の運行予約のキャンセルについては、本ウェブサイトからも手続きが可能です。

（禁止事項）
本ウェブサイトをご利用されるにあたり、次の行為を禁止します。
・法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
・他の利用者、本協議会又は第三者に対して不利益又は損害を与える行為
・人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
・公序良俗に反する行為
・自殺を誘引又は勧誘する行為
・虚偽の情報を登録、投稿、送受信する行為
・本協議会の書面による事前の承認を得ずに、本ウェブサイトに関連して営利を追求する行為
・本協議会による本ウェブサイトの運営を妨害する行為
・本ウェブサイトの信用を失墜、毀損させる行為
・本ウェブサイトを譲渡、付与、公衆送信、使用許諾する行為
・その他本協議会が不適切と判断する行為

（本ウェブサイトの停止・変更・休止・廃止）
本協議会は、事前の通知により、いかなる補償を行うことなく本ウェブサイトの全部又は一部を停止、変更、休止又は廃止することができるものとします。

（免責事項）
本協議会は、次に定める場合において、責任を負わないものとします。
・本ウェブサイトに係る情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、当該損害の原因が本協議会にある場合を除き、その侵害及び紛争について一切の責任を負わないものとします。
・利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、本ウェブサイトが正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者に生じた損害について、本協議会は、一切の責任を負わないものとします。

（規約改定）
本協議会は、本規約を随時改定することができるものとします。本規約を改定した場合、その都度、改定後の本規約を本ウェブサイト内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

（協議）
本サービスに関連して利用者、本協議会又は第三者との間で疑義・問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

（準拠法）
本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

附　則
この規約は、令和5年4月1日より適用します。

協議事項2

２．「あわめぐり」のインターネット予約導入に係る取決めについて

１　目的

「阿波市デマンド型乗合交通　あわめぐり」のインターネット予約導入に向けて、取決めをすることで、円滑にインターネット予約を取り入れられるようにする。

２　インターネット予約システム運用に係る取決め事項（案）

利用・予約開始日	令和5年4月1日（土）
受付可能時間	午前2時から午後11時50分 （上記の時間外はシステムメンテナンスのため、利用不可）
受付期間	５営業日前より受付開始
受付する運行時間帯	午前9時台から午後6時台
直前の運行予約	60分前まで
直前の運行キャンセル	60分前まで
運行予約数の上限	8件（電話予約分と合わせて）
新規の利用者登録	不可
ＩＤの変更	不可
パスワードの変更	可
問合せ先	〒771-1695　徳島県阿波市市場町切幡字古田201-1 阿波市企画総務課

３　インターネット予約導入に係る告知等（案）

阿波市ケーブルネットワーク、広報あわ、阿波市公式ＬＩＮＥ、阿波市ＨＰ上にて、告知活動を展開する。

さらに、令和４年８月実施の市民アンケート結果より、「あわめぐり」の認知度が想定よりも低い結果が出ていることから、インターネット予約導入に係る告知を行うとと「あわめぐり」の広報・利用促進活動を行う。

４　今後のスケージュール（案）

令和４年１２月中に	利用登録者の整理
令和５年２月までに	利用登録者のＩＤ・ＰＷの発行作業
令和５年３月中旬	利用登録者へ、ＩＤ・ＰＷの発行通知書の発出
令和５年４月１日	インターネット予約の利用開始

阿波市地域公共交通活性化協議会規約

（設置）

第１条　阿波市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（事務所の位置）

第２条　協議会の事務所は、阿波市市場町切幡字古田 201 番地１阿波市役所内に置く。

（所掌事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　交通計画の作成及び変更の協議に関すること。

（２）　交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

（３）　交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

（４）　交通計画の評価に関すること。

（５）　前４号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第４条　協議会の委員は２５人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

（１）　交通計画を作成しようとする地方公共団体を代表する者

（２）　関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

（３）　関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長が必要と認める者

２　協議会に次の役員を置く。

（１）　会長１人

（２）　副会長１人

（３）　監事２人

３　会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（役員の選任及び職務）

第６条　会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

３　副会長及び監事は、第４条第１項に規定する委員の中から会長が指名する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後、最初に開催される会議は、市長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて、書面により議事に対する委員の可否を求めることができる。

３　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。第２項ただし書の規定により、書面により議事に対する委員の可否を求めた場合も同様とする。

５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

６　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議会の承認事項）

第８条　次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

（１）　協議会の予算及び決算に関すること。

（２）　規約の制定及び改廃に関すること。

（３）　第３条に規定する事項に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

（協議結果の取扱い）

第９条　協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第１０条　協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

（分科会）

第１１条　協議会は、第３条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

（事務局）

第１２条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、阿波市企画総務部企画総務課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１３条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１４条　協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務の委任）

第１５条　協議会は、第３条に定める所掌事項に係る契約その他の財務に関する事務の一部を阿波市に委任できるものとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第１６条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（その他）

第１７条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

１　この規約は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。
２　最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 30 年 7 月 31 日までとする。

附 則

１　この規約は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。